

~~THE HANDBOOK FOR BUSINESS OF EDUCATION~~  
~~A PERSONNEL SCREENING~~

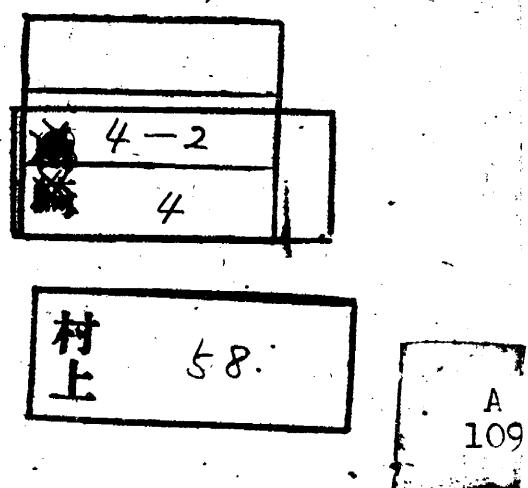
MANUAL ON SCREENING OF TEACHERS AND  
EDUCATIONAL PERSONNEL, 4

戰後教育資料

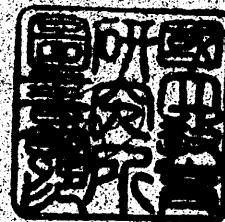
昭和二十四年二月

教職員適格審查事務提要 第四集

文部大臣官房適格審查室



IV-4



目 次

- 一、教職員の除去及び就職禁止等に關する政令.....(政令第六十二號昭和二二、五、二一).....一  
二、「教職員の除去、就職禁止等に關する政令」の施行に關する規則.....(共同省令第一號昭和二二、五、二一).....三  
三、教職員の適格審査をする委員會に關する規程.....(文部省訓令第三號昭和二二、五、一).....九  
四、職業軍人として教職不適格となつた者等の中特定者の人員數に關する調査について.....  
(適格審査室長通知昭和二二、三、二二).....四  
五、三級官及び三級の吏員等の教職適格審査について.....(適格審査室長通知昭和二二、三、二三).....五  
六、三級官及び三級官に準ずる者の審査用の調査表について.....(適格審査室長通知昭和二二、三、二九).....六  
七、教職員適格審査の被審査者について.....(適格審査室長通知昭和二二、四、二一).....六  
八、公職不適格の本指定を受けたものについて.....(適格審査室長通知昭和二二、四、二三).....八  
九、教職員適格審査委員會の委員の任期満了について.....(適格審査室長通知昭和二二、四、二八).....八  
一〇、教職員適格審査に關する施行規則の改正について.....(適格審査室長通知昭和二二、五、二二).....十  
一一、適格審査狀況の報告について.....(適格審査室長通知昭和二二、五、二一).....十一  
一二、教職員の除去に關する報告について.....(適格審査室長通知昭和二二、五、二二).....十二  
一三、臨時職員の教職適格審査等について.....(適格審査室長通知昭和二二、五、二六).....十四  
一四、發達三二號通知にて照會の教職員適格審査の被審査者について.....  
(適格審査室長通知昭和二二、五、二六).....三  
一五、被審査者名簿について.....(適格審査室長通知昭和二二、五、三一).....三  
一六、別表第一及び第二(舊法令)該當者の該當事項別分類について.....(適格審査室長通知昭和二二、六、二九).....七  
一七、適格審査狀況報告様式の一部改正について.....(適格審査室長通知昭和二二、七、九).....八  
一八、委員會規程の一部改正について.....(適格審査室長通知昭和二二、七、一六).....九  
一九、公職不適格の本指定を受けた者についての調査.....(適格審査室長通知昭和二二、八、六).....三

二〇、教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部改正に關する件

(適格審査室長通知昭和二三、八、一三) 三

二一、職業陸海軍職員の解釋について

(適格審査室長通知昭和二三、八、一四) 三

二二、職業陸海軍職員の解説について

(適格審査室長通知昭和二三、八、一四) 三

二三、地方委員會委員の候補者の審査について

(適格審査室長通知昭和二三、八、一七) 四

二四、都道府縣教育委員會委員候補者の資格確認申請について

(適格審査室長通知昭和二三、八、一〇) 四

二五、地方公共團體の議會の議員のうちから選舉する教育委員會の委員及び教育委員會において選任する補充委員の教職適格審査について

(適格審査室長通知昭和二三、九、七) 四

二六、審査未了者の審査について

(適格審査室長通知昭和二三、九、一〇) 四

二七、調査表記載に關する件

(適格審査室長通知昭和二三、九、一一〇) 四

二八、教職員適格審査事務について

(適格審査室長通知昭和二三、一〇、一二) 四

二九、適格審査に關する書類の保管について

(適格審査室長通知昭和二三、一一、一七) 四

三〇、調査表及び確認書交付について

(適格審査室長通知昭和二三、一二、一九) 四

三一、「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令」の施行に關する規則及び教職員の適格審査をする委員會に關する規程の改正について

(適格審査室長通知昭和二三、一二、二九) 四

三二、本年度卒業の教員養成諸學校生徒の教職適格審査について

(適格審査室長通知昭和二四、一、一二) 四

補 遣

一、公職適否審査委員會及び公職資格訴願審査委員會の廢止に關する政令

(政令第六十二號昭和二三、三、二七) 四

二、舊正規陸海軍將校及び憲兵等の取扱いに關する件

(文部次官通知昭和二三、六、一七) 四

三、教育委員會の委員の候補者の調査表に關する件

(總理廳官房監查課長通知昭和二三、九、二一) 三

四、審査月報拔粹

(審査月報昭和二三、九、二〇) 三

一、教職員の除去及び就職禁止等に關する政令

改正 政令第六十二號 昭和二十三年五月二十一日  
政令第二百二十八號 昭和二十三年八月十三日

第一條 昭和二十年十月二十二日附連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する件及び教育關係官の調査、除外及び認可に關する件(以下教職に關する覺書といふ)に基く教職員の除去及び就職禁止等についてはこの政令の定めるところによる。

第二條 この政令において教職とは、官立、公立又は私立の學校の教員その他の職員、教育關係官公吏、教育委員會の委員及び教育に關する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。

第三條 教職に關する覺書に掲げる職業軍人、著名な軍國主義者若しくは、極端な國家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に對する著名な反對者に該當する者としての指定を受けたる者(以下教職不適格者といふ)が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。

教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。

第三條の二 教職不適格者は、教育委員會の委員の候補者となることができない。

教育委員會の委員の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は當該候補者たることを辭したものとみなす。教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を、あわせて提出しなければならない。

前項に規定する教職適格確認書は、教職員適格審査委員會の審査に基いて、文部大臣の定めるところにより、文部大臣又は都道府縣知事がこれを交付する。

第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受けている者又は受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は、教職不適格者としての指定を受けた日から、その權利又は資格を失う。

主務大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、前項の規定の適用を免除することができる。

第六條 各廳は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に關して、必要な調査表を徵しなければならない。

第七條 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の執務の場所に出入してはならない。但し、正當の事由がある場合は、この限りでない。

第八條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

一、第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き、又は就かしめた者

二、第六條の調査表の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は事實をかくした記載をした者

三、第六條の調査表を徵されて、これを提出しない者

#### 附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年五月七日以後、教職を去つた者が、その後において、教職不適格者となつた場合、第五條の規定の適用については、その者は、教職不適格者として教職から去らしめられたものとみなす。

この政令施行以前に、昭和二十一年閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二の範圍に該當し、教職不適格者として指定せられた者の中、主務大臣が、特に必要あると認めた者については、第四條の教職員適格審査委員會の審査に付し、その判定に基き、當該指定を解除することができる。

前項の規定により、指定を解除された者は、公私の恩給、年金その他の手當又は利益を受ける権利又は資格を失わなかつたものとみなす。

第四條の教職員適格審査委員會の審査は、當分の間、文部大臣の定めるところによつて設置された從前の審査委員會においてこれを行う。

政令第六十二號閣議附帶決議

教職不適格者に對する恩給等の措置に關する件

主務大臣は第五條第二項の規定による免除をするに當つては、内閣總理大臣に協議を行い、取扱方針に不均衡なからしめるること。

#### 二、「教職員の除去、就職禁止等に關する政令」の施行に關する規則

文部、外務、司法、遞信、厚生、内務、大藏、運輸、農林  
省令第一號 昭和二十一年五月二十一日  
文部省他關係各省令第二號 昭和二十一年六月十一日  
文部省他關係各省令第三號 昭和二十一年九月十六日  
文部省他關係各省令第四號 昭和二十一年十二月十八日  
總理廳他關係各省令第一號 昭和二十三年五月十五日  
總理廳他關係各省令第二號 昭和二十三年六月二十八日  
總理廳他關係各省令第三號 昭和二十三年八月十三日  
總理廳他關係各省令第四號 昭和二十三年九月一日  
總理廳他關係各省令第五號 昭和二十三年十二月二十九日

第一條 昭和二十二年政令第六十二號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件」に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令）（以下「令」という）第四條の規定による委員會の審査は、別表第一を判定標準として、これを行うものとする。

令第四條の規定による指定は、本人に對する通知によつて、これを行う。

前項の通知は、大學（從前の規定による大學、高等學校、専門學校、教員養成諸學校を含む。以下同様とする）の教員その他之の職員、教育關係の官公吏（都道府縣の三級の吏員及び市・特別區を含む。以下同様とする）町村の吏員を除く。以下同様とする）都道府縣の教育委員會（以下「都道府縣委員會」という）の委員及び教育に關する法人（幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等「從前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする」の設置者、又はこれらの學校を經營する法人を除く）の役員、並びに國立圖書館、國立博物館（分館を含む。以下同様とする）東京科學博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の教員その他の職員と、都道府縣の三級の吏員及び

市町村の吏員、市町村の教育委員會（以下地方委員會という）の委員並びに幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準する學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員、並びに公民館の館長、委員又はこれらに準する役員と、圖書館、博物館、美術館等の館長及び職員（國立圖書館、國立博物館、東京科學博物館の館長及び職員を除く。以下同様とする）と、圖書館、博物館、美術館等の設置者又はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事がこれを行う。

第二條 令第二條の私立の學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職にある者が、教職不適格者として指定を受けたときは文部大臣が、これを解職又は解任することができる。

第三條 令第二條の學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏、教育委員會の委員及び教育に關する法人の役員の職は別表第二による。

第四條 公私その他手當若しくは利益を受ける權利又は資格のある者で、令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、文部大臣又は都道府縣知事は、第一條第二項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せてその旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定による同條第一項の免除は、主務大臣が、審査委員會の審査判定の結果に基いて、これを行う。

前項の免除をする場合においては、主務大臣は本人及び第一項の給與をする者に對し、その旨を通知しなければならない。

第五條 令第六條の規定による調査表は、昭和二十二年閣令、内務省令第一號別記様式（一）により（但し文部大臣の特に定めるものに關してはこの限りでない）大學の教員その他の職員、教育關係の官公吏、都道府縣委員會の委員及び教育に關する法人（幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準する學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人を除く）の役員並びに國立圖書館、國立博物館、東京科學博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準する學校等の教員と、都道府縣の三級の吏員及市町村の吏員、地方委員會の委員並びに、幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準する學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに公民館の館長、委員又はこれらに準する役員と、圖書館、博物館、美術館等の館長及び職員並びに圖書館、博物館、美術館等の設置者又はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事が、これを二通徵し、都道府縣知事が徵したものうち一通は文部大臣に送付しなければならない。

第五條の二 教育委員會の委員の候補者の推薦届出をしようとする者は、都道府縣委員會の委員の候補者に關しては文部大臣

に對し、地方委員會の委員の候補者に關しては關係都道府縣知事に對し、その指定する期日迄に候補者たるべきものが教職不適格者でない旨の確認を求めなければならない。

前項の確認を求めようとする者は前條に規定する調査表二通を添え、文部大臣又は關係都道府縣知事に、その旨を申請しなければならない。都道府縣知事はその調査のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。

文部大臣又は都道府縣知事は前項の調査表を受理したときは、直ちに教職員適格審査委員會の審査に付さなければならぬ。

文部大臣又は都道府縣知事は、前項の規定により、教職員適格審査委員會の審査の結果教職不適格者でないことを確認したときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第六條 第一項の規定により交付した教職適格確認書を有する者について、推薦届出をしようとする場合は、第一項の規定による候補者たるべき者が教職不適格者でない旨の確認を、改めて求める必要はない。

その申請があつたときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

前條第四項又は前項の規定により交付した教職適格確認書は、令第二條に規定する教職について教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書として效力を有するものとする。

第七條 第一條、第二條、第四條、第五條及び第六條の規定において、文部大臣とあるのは、遞信講習所及び遞信病院において看護婦を養成する施設にあつては遞信大臣とし、水產講習所にあつては農林大臣とし、鐵道講習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道局管理部職員養成所・鐵道病院看護婦養成所・海務學院・高等商船學校・海技專門學院・航海訓練所・商船學校・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路技術官養成所・海上保安教習所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所の教員その他の職員及運輸省の教育關係の官吏にあつては、運輸大臣とし、外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、法務廳研修所及び刑務官練習所にあつては法務總裁とし、稅務講習所及び高等財務講習所にあつては大藏大臣とし、少年教護關係の者、國立病院療養所附屬看護婦養成所及び國立光明寮にあつては厚生大臣とし、警察大學校・管區警察學校・都道府縣警察學校及び消防講習所にあつては國家公安部員會とし、警視廳警察學校及び都道府縣と市の消防學校（同様のものを含む。）にあつては都道府縣知事とする。

## 附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

### 別表第一

この省令は公布の日から、これを施行する。

- 一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて左の各號の一に當る者。
- 1、侵略主義若しくは好戦的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者、並びに學說をもつて大亞細亞政策東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變・支那事變又は今次の戰争に、理念的基礎を與えた者。
  - 2、獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。
  - 3、人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。
  - 4、民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者。
  - 5、自由主義・反軍國主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。
  - 6、右の各號のいずれにも當らないが、軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者として思想的節操を缺くに至つた者。<sup>6</sup>
  - 二、ナチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問、囑託等、又は軍國主義のあるいは極端な國家主義的團體と特別の關係を持ち、その政策を行ふことに協力した者。
  - 三、行爲あるいは義務の不履行により、連合國軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者。
  - 四、官公吏であつて、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は彈壓した者。
  - 五、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編集に當つた者。
  - 六、昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合國の領土内で日本軍の援助の下に、學問上の探檢あるいは發掘事業を指揮し又はこれに參加した者。
  - 七、連合國最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者。
  - 八、昭和二十一年一月四日付連合國最高司令官覺書「公務從事に適しない者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者及びその他すべての職業軍人。
  - 九、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。
  - 但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官は、この限りではない。
  - 一〇、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者、又は次に掲げる教職にあり、その學校の教育方針に對し責任ある者であつて、現在退職してて、あらたに教職に就こうとする者。
  - 但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學生等専門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。
- 1 東京農林専門學校拓殖科  
2 盛岡農林専門學校附設第一拓殖訓練所  
3 三重農林専門學校附設第二拓殖訓練所  
4 宮崎農林専門學校附設第三拓殖訓練所  
5 拓殖大學商學部拓殖學科  
6 拓殖專門學校開拓科及び司政科  
7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科  
8 興亞專門學校本科及び專修科  
9 明治大學專門部興亞科  
10 日本大學專門部拓殖科  
11 東京農業大學專門部拓殖科  
12 前十一號以外の拓殖關係の學校  
13 東亞同文書院（學部及び附屬專門部を含む）  
14 滿洲の建國大學  
15 興亞練成所  
16 興南練成院第三部  
17 滿蒙開拓指導員養成所  
18 神宮皇學館大學附屬專門部  
19 神宮皇學館大學附屬專門部  
20 國學院大學專門部附屬神道部  
21 前三號以外の神職養成を目的とする學校  
1 内務省警保局の勤任官及び奏任官  
一一、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者。  
2 文部省思想局又は教學局關係の事務に從事した勤任官及び奏任官  
3 國民精神文化研究所、國民練成所、教學練成所、興亞練成所、興南練成院及び大東亞練成院の勤任官及び奏任官  
4 情報局の總裁、勤任官及び奏任官

5 特別高等警察關係官吏

思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁關係官吏

一二、次のような團體のいずれかに對し、時期を問わず次のような關係のあつた者。

1 創立者、役員又は理事であつた者

2 要職を占めた者

3 すべての刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者

昭和二十一年勅令第一百一號第二條及び第四條の規定による團體

原理社、日本學生協會、朱光會、全國大學教授聯盟、日本法理研究會、七生社

別表第二

學校の教員その他の職員、教育關係官公吏、教育委員會の委員及び教育に關する法人の役員の職は次のようである。

一、官立、公立及び私立の學校（遞信講習所・遞信病院において看護婦を養成する施設・水產講習所・鐵道管理部職員養成所・鐵道病院看護婦養成所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道青年學校・海務學院・海技專門學院・航海訓練所・海員養成所・燈臺官養成所・水路技術官養成所・海上保安教習所・中央氣象臺附屬技術官養成所・地方刑務官練習所・少年教護院・國立病院療養所附屬看護婦養成所・國立光明寮・警察大學校・管區警察學校・都道府縣警察學校・警視廳警察學校・消防講習所及び都道府縣と市との消防學校（同種のものを含む）を含める。以下同様とする）の校長及び教員の職。

二、官立又は公立の學校で、通常三級官以上の職員の占める職並びに私立の學校の職員であつて三級官以上に相當するものの占める職。

三、文部省及び教育研修所の官吏並びに運輸省における教育主管課長、教育主管課關係官、外務官吏研修所、法務廳研修所、中央刑務官練習所、稅務講習所、高等財務講習所の教職員及び厚生省の教護官であつて、通常三級官以上の者の占める職。

四、都道府縣委員會の委員及びその職員で通常三級吏員以上の者の占める職。

五、地方委員會の委員及びその職員で通常吏員以上の占める職。

六、學校の設置者又は學校を經營する法人の役員（少年教護院の設置者又は少年教護院を經營する法人の役員を除く）日本教

- 育會及その組織團體の主要な役員、職員及び大日本育英會の役員の職。  
七、公民館の館長、委員又はそれらに準する役員の職。  
八、圖書館、博物館、美術館等の館長及び通常三級官以上の職員又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館、博物館、美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員の職。

九、都道府縣及び市の、第四號及び第五號以外の教育關係職員で通常三級吏員（市にあつては吏員）以上の者の占める職。

別記様式第

教職適格確認書

住 所 氏 名 生 年 月 日

右の者は昭和二十三年政令第六二號第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十一年十月二十二日付連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策、同月三十日付同覺書教員及び教育關係官の調査、除外、認可に關する件に掲げてある條項に當らない者であることを確認する。

年 月 日

主 務 大 臣 （印）

（都 道 府 縣 知 事）

備考 この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その效力はない。

尙頭書の者は 昭和 年 月 日 教職員適格審査委員會において適格と判定されたものである。

三、教職員の適格審査をする委員會に關する規程

改正 文部省訓令第三號 昭和二十一年五月一日  
文部省訓令第五號 昭和二十一年五月二十一日  
文部省訓令第七號 昭和二十一年六月十一日

文部省訓令第十號 昭和二十二年九月十六日  
文部省訓令第十一號 昭和二十二年十一月十八日  
文部省訓令第十三號 昭和二十三年五月二十一日  
文部省訓令第六號 昭和二十三年七月十七日  
文部省訓令第七號 昭和二十三年八月十三日  
文部省訓令第九號 昭和二十三年十二月二十九日

第一條 教職員の適格審査をする委員會（以下審査委員會という）は、これを分け、都道府縣教職員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、教職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會とする。

都道府縣教職員適格審査委員會は、都道府縣知事が設け、都道府縣内の幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準する學校等（從前の規定による青年學校・中學校・高等女學校・實業學校・盲學校・聾啞學校・各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。—以下同様とする。）の教職員と、都道府縣の三級吏員及び市（特別區を含む。以下同様とする。）町村の吏員と、市町村の教育委員會（地方委員會）の委員又はその候補者並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらの學校を經營する法人の役員並びに「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令の施行に關する規則」（以下施行規則といふ。別表第二の第七號及び第八號の各號の一）（國立圖書館・國立博物館（分館を含む。以下同様とする。）東京科學博物館を除く。）に當る者を、大學教員適格審査委員會は、大學總長又は大學長が大學別に設け、その大學の教員を、教職員適格審査委員會は、大學（從前の規定による大學・高等學校・專門學校・教員養成諸學校を含む。—以下同様とする。）の校長と、大學の三級官以上の職員又はこれに相當する職員と、從前の規定による高等學校・專門學校・教員養成諸學校の教員と、都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員、又はその候補者及び施行規則別表第二の第三號、第四號、第六號及び第九號の各號の一（都道府縣の三級の吏員及び市吏員と、幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準する學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員を除く。）に當る者と、國立圖書館・國立博物館・東京科學博物館の館長及び職員を、中央教職員適格審査委員會は、施行規則別表第二の各號の一に當る者を、それぞれ審査する。

都道府縣教職員適格審査委員會、教職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會は前項に規定する者の他、施行規則別表第二に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員會は、都道府縣知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の五名の委員中、一名は學校長、一名は學校長以外の教員とする。

第三條 大學教員適格審査委員會は、大學總長又は大學長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の場合學部を有する大學の審査委員は、なるべく各學部を代表するよう組織されなければならない。

第四條 教職員適格審査委員會は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第五條 中央教職員適格審査委員會は、文部大臣が委嘱する十一名の審査委員で組織する。

第六條 審査委員會に幹事、書記若干名を置くことができる。

第七條 審査委員會を設置したときは、設置者の名簿と各委員の調查表を添え直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査委員會の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査委員會の組織を不適當であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることができる。

第十條 各審査委員會は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員會の委員長は、審査委員の互選によつて定める。審査委員會に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査委員會の審査は、非公開とし原則として書面である。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査委員會に出頭させ、事實の陳述をさせて差支えない。

第十三條 審査委員會が必要と認めたときは現地について事實を調査し、その他の資料を集めることができるものとする。

審査委員會に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十四條 審査委員會の審査判定は審査委員の過半數でこれを決する。但し可否が同數のときは審査委員長がきめるところによる。

表決は無記名投票による。

第十五條 審査委員會の審査判定の結果を、都道府縣教職員適格審査委員長は文部大臣と都道府縣知事に、大學教員適格審査委員長、教職員適格審査委員長、中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は審査委員會に於て不適格の判定をした場合には前條の通知をすると共に、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならない。

尙通知をするに當り判定理由を詳述し、該當條項を知らせなければならない。

第十七條 審査委員會の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一、調査表

二、審査記録

三、適格者名簿

四、不適格者名簿

五、其の他審査に關する一件の書類

第十八條 都道府縣教職員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會又は教職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格と判定することができる。

第二十條 都道府縣教職員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會又は教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は都道府縣知事が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。

第二十一條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は都道府縣知事が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十二條 第十八條及第十九條の再審査又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十三條 文部大臣が特に必要と認めたときは、各審査委員會に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十四條 削除

第二十四條の二 文部大臣が教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査委員會の審査に付さなければならない。

第二十五條 昭和二十二年政令第六十二號附則第四項の規定による指定の解除にあたつては文部次官、學校長又は都道府縣知事の請求に基き中央教職員適格審査委員會の審査に付さなければならない。

第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會又は教職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査委員會に再審の、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定する迄職務の執行を停止される。

第二十七條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に從い公正に行う個人的責任を負う。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第二百六十三號に基く審査委員會に關する規程により設置された學校集團教員適格審査委員會に於て判定を受けた者の、再審査及び特別の審査については、この訓令の第十八條、第二十條及び第二十三條の規定を準用する。

この訓令を施行した後都道府縣教職員適格審査委員會・大學教員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會というときは、從前の規程により設置されたそれぞれの審査委員會を含むものとする。又教職員適格審査委員會というときは、從前の規程により設置された教育職員適格審査委員會及び學校集團適格審査委員會を含むものとする。

附則

四、職業軍人として教職不適格となつた者等の中特定者の人員數に關する  
調査について

記

昭和二十三年三月十二日  
發達二號適格審查室長通知

今般連合國最高司令部民間教育情報部との協議に基き調査の必要を生じたので、貴都道府縣の教職不適格者につき、左記事項を至急調査の上、折返し御報告ありたい。

一、教職不適格者中特定者の人員數に關する調査（三月十日現在）

不適格要項別	施行規則新舊別	舊施行規則別表第二の該當者	現施行規則別表第一第八項該當者	計
(一)、大正九年以前において勤務し不適格となつた者で、軍人として普通恩給を受ける者に至らなかつた者				
(二)、補助憲兵として一ヶ月以上軍隊に勤務して不適格となつた者				
(三)、昭和一六年十二月八日以後において、學校在學中又は卒業後直ちに入營(入團)又は應召して軍隊教育を受ける現役下士官に任命された者(豫科不適格となつた者)				
(四)、陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官であつて不適格となつた者				
合 計				

二、昭和二十三年一月十二日付官達一五號「職業陸海軍職員の解釋について」の通知により、教職不適格者であつたものが適格となつた者又は適格となる豫定の者の數(三月十日現在)

事項別	施行規則新舊別	舊施行規則別表第二の該當者	現施行規則別表第一第八項該當者	計
(一)、大正九年以前に勤務した陸海軍軍給を受けるに至らなかつた者				
(二)、昭和十六年十二月八日以後において陸海軍の委託學生又は委託生徒に採用され現役將校に任命された者				
(三)、大正九年以前に勤務した憲兵で個人審査で非該當となつた者				
合 計				

五、三級官及び三級の吏員等の教職適格審査について

昭和二十三年三月二十三日  
發達二號適格審查室長通知

昭和二十二年十二月十八日付文部省他關係各省共同省令第四號による教職員適格審査に關する施行規則の一部改正に伴う三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者の審査は、昭和二十二年十二月十八日付發達一二二號の通知により本省よりの通知をまつて實施されることになつてゐるが、左記によりその審査を行うから御了知ありたい。

一、教職員適格審査の對象となつた三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者には學校の助手及び副手(雇傭人に相當する助手及び副手は除く)、學校の養護婦等を含むものとする。

記

二、今般教職審査の対象となつた三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職に、現にある者の教職適格審査は、本年四月一日以降行うこと。

三、前項の三級官及び三級の吏員等の教職にあらたに採用する場合、又はこれらの教職にある者を退官、退職或いは轉官、轉職させようとする場合には、四月一日以前であつても審査を行うこと。

四、大學高等専門學校、教員養成諸學校の三級の事務職員の審査は、すべて文部省内の教職員適格審査委員會で行うので、文部省において任免の手續をする教職に限り、任免關係の書類と共に調査表を文部大臣官房祕書課を通じて、その他は適格審査室を通じて、文部大臣宛に提出すること。

五、嘱託の審査については嘱託制度の改廢が考慮されているので、これについては別途通知する。

#### 六、三級官及び三級官に準ずる者の審査用の調査表について

昭和二十三年四月十九日  
發達三〇號適格審査室長通知

貴學（校）の三級官及び三級官に準ずる者として審査を受けるものの調査表については、その審査人員數に基づいて調査表を送付するから、至急審査人員數の御報告を願いたい。

たゞし、東京都、千葉、神奈川、埼玉及び茨城縣の所在校については、當方より調査表を送付しないから、本省連絡の際當室に御立寄の上受領されたい。

#### 七、教職員適格審査の被審査者について

今般連合國最高司令部より左記事項について調査方要求があつたので、貴府縣に於ける左記事項を至急調査の上五月十日迄に報告されたい。

記

#### 一、適格者及び別表第一該當者の實態數

様式

種別	期間	事項	適格者數		別表第一該當者數
			(A)	(B)	
幼稚園					
小学校					
青年學校					
新制中學校					
中等學校					
各種學校					
盲聾啞學校					
他省關係學校					
學校經營の法人役職員					
教育關係公吏（視學を除く）					
地方視學官					
公民館役職員					
圖書館〃					
博物館〃					
美術館〃					

就職希望者  
計

備考

(1) [期間]欄(A)は審査開始より昭和二十二年四月末日まで

(B) は審査開始より昭和二十三年四月末日まで

(右数字は實愈難なること、自也)

なお、「原審差戻」となつた者にして、縣委員會にて再審未了者については、第一審の判定をとり、「不適格」として報告

తానుస్యం

「實人員一の算出でつゝて留意されを。」

## 二、別表第一及び第二（舊法令）該當者の該當事項別分類

梯式

別表第二

該當事項	該當者數	該當事項	該當者數
別二ノ一ノ1		別一ノ八ノ後段	
" " " 5		" " " 3	
" " " 三		" " " 2	
" " " 前段		計	

(二)別表第二(舊法令による)

該當事項	該當者數	別二ノ三	該當事項	該當者數	別二ノ五ノ六
ノ三	15	ノ二ノ前段	ノ二ノ後段		
ノ四					
		計			

卷之三

(2)新法令による「別一ノ八」及び、舊法令による「別二ノ二」に關しては「前段」、「後段」を區別すること。

(3)別表第二該當者は昭和二十二年五月二十日以前に指定せられた者、二十二年五月二十一日以後の同該當事項

員會にて「不適格」と判定された者、すなわち、新法令による別表第一ノ七項より、一二項までの該當者であるから、その指注を省略する。

三 暈和二十年九月二日（隆仇文書）

(一) 適格者數  
(二) 不適格者數

八、公職不適格の本指定期を受けてものについて

教職適格審査で既に適格になつて居るもので公職不適格の本指定を受けた場合はそれぞれの教職審査委員會において新たな事

昭和二十三年四月二十二日  
發達三三號適格審查室長通知

實（別表第一第八項該當）が發生したという理由で所定の手續をとつた上で必ず審査する必要があるがその場合には官職氏名と判定結果を御報告ありたい。

### 九、教職審査委員會の委員の任期満了について

昭和二十三年四月二十八日  
發適三六號適格審査室長通知

現にある教職員の適格審査をする委員會は、昭和二十三年文部省訓令第三號に基いて、概ね昨年五月に設置されているのであるが、その委員の任期は一年となつてゐるので、近くそれぞれの教職審査委員會の設置者において、現委員の任期満了と同時にあらたに審査委員を委嘱しなければならないので、左記により必要な措置をとられたく通知する。

#### 記

- 一、現在の審査委員は任期満了と同時に辭令を用いずして審査委員の職が解かれるので、各審査委員會の設置者は、昭和二十二年文部省訓令第三號により、あらたに審査委員を委嘱しなければならない。但し委員の再任はさまたげない。
- 二、審査委員會の設置者は、あらたに審査委員を委嘱したときは、その審査委員の名簿と各委員の調査表を添え、直ちに文部大臣にこの旨を報告しなければならない。但し再任された委員については調査表の添付を要しない。
- 三、新設又は昇格等のため大學の教職審査委員會において、審査委員會が設置されてから一年に満たない様な場合にあつては、委員の任期の満了するまで、あらたに委員委嘱の手續をとる必要はない。
- 四、教職審査委員會を一部改組した場合、又は委員を補充した場合にあつては、改組又は補充によりあらたに委員になつた者の任期は前任者の残任期間とし、その委員會が設置された當初の委員の任期の満了と同時に、委員の全部をあらたに委嘱すること。

五、教職審査委員會の委員の全部について改組した場合にあつては、委員の任期は委員會の改組されたときより一年とする。

### 一〇、教職員適格審査に関する施行規則の改正について

昭和二十三年五月二十二日  
發適四三號適格審査室長通知

昭和二十二年政令第六十二號「教職員の除去、就職禁止等に關する政令」の施行に關する規則の一部が、左記の通り改正されたので、教職員適格審査の實施につき遺漏なきを期せられたい。

#### 記

總理廳他關係各省共同省令第一號

（昭和二十三年五月十五日公布）

別表第二第四項中「道府縣教育部長（教育民生部が設けられている府縣においては教育民生部長）、都道府縣の教育主管課の課長（社會教育を含める）及びその課で」を「道府縣教育部の部長と各課長、並びにその局部課で」に改める。

#### 附 則

この命令は、公布の日よりこれを施行する。

### 一一、適格審査狀況の報告について

昭和二十三年五月二十二日  
發適四六號適格審査室長通知

貴委員會における教職員適格審査の進行狀況は昭和二十二年六月十八日付發適七一號により報告を受けているが、今般報告様式を左記のように、一部改正したから五月分より本通知別記様式によつて報告せられたい。

昭和二十二年六月十八日付發適七一號通知は廢止する。

#### 記

### 一、報告様式

#### 第一様式（電報）

發適四六號報告

ア五六〇イ八

委員會名

備考 ア、イは第二様式の各事項の合計を指す。

#### 第二様式

## 審査總數報告(月分)

委員會名

種別		事項		適格者數		不適格一者數	
小學	幼稚園	園長	園員	教員	校長	教員	校長
新制中學校	新制高等學校	教員	校長	教員	校長	教員	校長
各種學校	盲聾啞學校	教員	校長	教員	校長	教員	校長
他省關係學校	養護學校	教員	校長	教員	校長	教員	校長

教育關係公吏(視學を除く)	地方視學官	公民館役員	圖書館役員	博物館役員	美術館役員	就職希望者	原審差戻	計

- 備考  
 1、合計數は「その月に於ける判定者」のみを記入し、假判定、保留は一切記入せざること。  
 2、從來、事項欄「ア」は審査總數(適格者と不適格者の合計)であつたが、今般適格者數に改めたから注意されたい。

第三様式

適格判定者報告(月)

委員會名

判定期日	勤務先	地位	氏名
合計			

備考

1、勤務先は官・公・私立の區別を明らかにすること。

例 私 横濱家政女學校

2、地位は校長、地方教官（二級）、地方事務官（三級）、事務嘱託等の如くすること。

3、勤務先、氏名には振假名をつけること。

4、大學の報告の場合は、勤務先を學部に、地位を教授、講師等にすること。

#### 第四様式

不適格判定者報告 (月)

委員會名

備考	判定月日	該當事項	勤務先	地位	氏名
合計					

#### 備考

1、該當事項、例「別表第一ノ一ノ八ノ前段」のように詳細に記入のこと。

2、勤務先、地位、氏名の記入様式は第三様式による。

#### 二、提出期日

1、第一様式の報告（電報）は各月末現在の審査状況を翌月五日迄必着するよう電報すること。

2、第二、三、四様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄に提出のこと。

#### 一二、教職員の除去に関する報告について

昭和二十三年五月二十二日  
發達四七號適格審査室長通知

ついての報告様式を左記のように一部改正したから五月分より本通知により報告されたい。

昭和二十二年六月十八日付發達七一號通知は廢止する。

#### 二、報告様式

指定、罷免報告 (月分)

都道府縣名

指定期日	罷免月日	該當事項	勤務先	地位	氏名
合計					

#### 備考

1、該當事項

例、別表第一の八の前段等詳細に記入のこと。

2、勤務先、氏名等については振假名をつけ、官公私立の別を明らかにすること。

3、地位は地方教官（何級）・講師・授業嘱託とし、特に校長については明らかにすること。

#### 二、提出期日

報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄に提出すること。

#### 一三、臨時職員の教職適格審査等について

昭和二十三年五月二十六日  
發達三號適格審査室長通知

三月二十三日付發達二三號の三級官及び三級の吏員等の教職適格審査についての通知により、嘱託の審査については別途通知することとしていたのであるが、三月三十一日限りで嘱託制度は廢止され、四月一日以後は從前の嘱託に相當する者は、臨



2、備考には轉退職年月日及び轉職先を記入のこと。

3、該当事項は「別表第一ノ一ノ三」の如く記入のこと。

## 一六 別表第一 及び第二（舊法令）該當者の該當事項別分類について

四月二十一日付發適三二號通知による調査事項(二)の右の件に關する報告があつたが、該分類表について異つた解釋をして居ると見られる處があるので、標記事項を再調の上、至急報告されたい。

樣式

計

(1) 発適三二號調査事項(様式に記載の該當事項のみでなく全項目の該當者を分類し、合計は發適三二號調査事項( )  
(2) 該當表作成の際は發適三一號通知の「備考」参照のこと。

今般關係法令の改正に伴い、昭和二十三年五月二十二日付發適四六號通知による審査狀況報告様式中、第二様式を左記のように一部改正したから、七月分より本通知別記様式により報告されたい。

- 諸

第二樣式  
審查總數報告  
(  
月分)  
委員會名

種別	事項	適格者數	不適格者數
小學校	幼稚園	園長	教員
事務員	事務員	教員	校長

昭和二十二年七月十六日  
發適五七號適格審查室長通知

29

28

新制中學校		新制高等學校		各種學校		盲聾啞學校		養護學校		他省關係學校		教育關係公吏(除視學)	
事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員

事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員
事務官	教員	事務員	教員	事務員	教員	事務員	教員

地方視學官	公民役職員	圖書館	美術館	博物館	學校經營の法人役職員	就職希望者	原審差	計

備考

1、五月二十二日付發適四六號通知別記様式の「備考」参照のこと。

2、就職希望者は就職希望學校未決定の場合を除き、學校種別の分類に従いそれぞれの欄に計上されたい。

一八、委員會規程の一部改正について

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部が今般左記の通り改正され、中央教職員適格審査委員會における原審差戻に關する規定が廢止されたので念の爲に通知する。

記

昭和二十三年七月十九日  
發適五九號適格審査室長通知

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十三年七月十七日

文部省  
官公部本省  
都道府縣立大學

第二十四條を削除する。

一九、公職不適格の本指定を受けた者についての調査

貴學（校）の理事、監事で教職員適格審査においては適格となり、公職不適格の本指定を受けたものについては當方に於て至急調査の必要があるので左記例の要項により報告ありたい。尙公職本指定を受けた者がない場合に於ても左記要項記載の上報告ありたい。

記

職 理 事	名 氏	名 の公 職該 當 有無	該 當 年 月 日	該 當 理 由
監 事				

註

- 一、理事、監事全員の氏名を書き報告すること
- 二、該當者のみを記載して報告しないこと

二〇、教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部改正に關する件

昭和二十三年八月六日  
發達三號適格審査室長通知  
昭和二十三年八月十三日  
發達六五號適格審査室長通知

教職員の除去及び就職禁止等に關する政令及び關係命令の改正は、別紙の通り本月十三日それぞれ公布せられ、即日施行せられることになつた。

今回の改正は、昭和二十三年法律第一七〇號教育委員會法の施行に伴い、教育委員會の委員が教職適格審査を受ける要あることを規定すると共に、教育委員會の委員の立候補にあたつて、候補者となるべき者が教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を選舉長に對し提出しなければならないこととして、教職不適格者が委員となることを禁止したのであつて、これが施行に關しては左記諸點に留意し、来る十月五日行われる教育委員會委員の選舉の萬全を期せられると共に關係者に周知徹底方を然るべき御取計らい願いたい。

なお、教育委員會の委員の候補者の教職適格確認等に關する事務（調査表提出期間の周知徹底、調査表の文部省に對する進達、並びに確認書の交付等）は、教職適格審査を主管する部課において掌るものとせられたい。

一、教職不適格者は、教育委員會の委員の候補者となることはできず、教育委員會の委員の候補者を推薦届出する場合には、推薦届出者から選舉長に對し、候補者となるべき者が、教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を提出しなければならないとされたこと。立候補後あらたに教職不適格者に指定された場合には、その者は當該候補者たることを辭したものとみなされること。

二、(1) 既に教職適格審査を受け教職適格確認書の交付を受けている者については、改めて教職適格審査を受ける必要はないが、それ以外の者を教育委員會の委員の候補者として推薦届出しようとする場合には、都道府縣委員會の委員の候補者に關しては、文部大臣に對し、地方委員會の委員の候補者に關しては、都道府縣知事に對し、その指定する期日までに、教職適格確認の申請書を提出しなければならないとされたこと。

(2) 今回の教育委員會委員の選舉に關して、教職適格確認の申請書提出期間は、別紙(1)告示の如く都道府縣委員會の委員候補者については、昭和二十三年八月十四日から八月二十五日までとされたこと。地方委員會の委員の候補者に關する教職適格確認書の申請書提出期日は當該知事が定めて告示すること。

なお、都道府縣教育委員會の委員の候補者の教職適格確認申請書等の提出は、關係都道府縣知事を經由することを原則とし、この場合においては、提出の時期は、八月十四日から八月二十三日までとされて、二日間短縮されているから同日二十四時以前に都道府縣廳に到着したものについては、翌日特使を以て文部省大臣官房適格審査室宛持參し、二十三日二十四時以後都道府縣廳に到着したものについては、二十三日の郵便局消印のあるもの(二十三日發送を確認することができるものを含む)に限り前に準じ進達されたい。止むを得ない事情があつて郵送する場合は、封筒に「教育委員會委員候補者調査表在中」と朱書すること。

(3) 前(2)の調査表提出期間については、新聞ラジオによる發表、市區町村に對する通知等により、一般大衆に徹底するよう取り計うこと。

(4) 申請書には調査表二通を添え、なお審査の迅速を進める必要上、調査表中職業及び事務の履歴の欄は洩れなく記入し、又著書、論文、講演の草稿その他の参考資料を必ず添えること。

三、教育委員會の委員の候補者は、公選による公職の候補者であるが、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一號)第八條の適用については例外が認められ、教職適格確認書の寫を提出して、同條第一項の確認書の提出にかえることができることとされたこと。

然し委員當選後においては、公職資格審査を受けなければならぬことは勿論であること。

四、教育委員會の委員候補者の提出する調査表中、上司證明の欄は、上司のない場合に限り、推薦届人の證明でも差し支えないこと。

五、各主務大臣から交付された教職適格確認書は文部大臣又は都道府縣知事から交付されたものと同様に有效であること。

一、政令第六十二號教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令(政令第二二八號昭和二十三年八月十三日官報記載)

#### 二、文部省他關係各省共同省令第三號 同前

#### 三、文部省訓令第七號 同前

#### 四、文部大臣告示

昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第二二八號)

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二號)に基き、ここに同令に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令(昭和二十二年政令第六十二號)の一部を次のように改正する。

第二條 中「教育關係官公吏」の下に、「教育委員會の委員」を加える。

第三條 の二、教職不適格者は、教育委員會の委員の候補者となることができない。

教育委員會の委員の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は、當該候補者たることを辭したものとみなす。

第四條 の次に次の一條を加える。

第四條 の二、教育委員會の委員の候補者について推薦届出をしようとする者は、選舉長に對し、候補者となるべき者が教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を、あわせて提出しなければならない。

前項に規定する教職適格確認書は、教職員適格審査委員會の審査の結果に基いて、文部大臣の定めるところにより、文部大臣又は都道府縣知事がこれを交付する。

第二條 昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く公職に關する就職禁止、退職等に關する政令(昭和二十二年勅令第一號)の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の二項を加える。

教育委員會の委員の候補者の推薦届出の場合にあつては、第八條の規定にかかわらず昭和二十年勅令第五百四十二號ボツ

ダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令（昭和二十二年政令第六十二號）の規定による教職適格確認書の寫を提出して、同條第一項の確認書の提出にかえることができる。

#### この政令は、公布の日から、これを施行する。

##### 理由

教育委員會法の施行に伴い教育委員會の委員が教職適格審査を受ける必要があることを規定するとともに、教育委員會の委員の選舉に關する立候補推薦届出の要件とすることが適當であるからである。

##### 附則

外務省令  
大蔵省令  
農林省令  
運輸省令  
文部省令 第三號  
厚生省令  
法務廳令  
逓信省令

昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除去及び就職禁止等に關する政令）の施行に關する規則の一部を次のよう改正する。

昭和二十三年八月十三日

内閣總理大臣 芦田均  
外務大臣 芦田均  
大藏大臣 岡村德太郎  
法務總裁 鈴木義郎  
文部大臣 森一  
厚生大臣 竹田辰一  
農林大臣 永江一夫  
運輸大臣 田勢一  
逓信大臣 富吉榮二

第一條第三項中「教育關係の官公吏（都道府縣の三級の吏員及び市吏員を除く。以下同様とする。）」の下に「、都道府縣の教育委員會（以下都道府縣委員會といふ。）の委員」を「これらに準する學校等の教員その他の職員と、都道府縣の三級の吏員及び市吏員」の下に「、市（特別區を含む。）町村の教育委員會（以下地方委員會という。）の委員」を加える。  
第三條及び別表第二中「教育關係の官公吏」の下に「、都道府縣委員會の委員」を「都道府縣の三級の吏員及び市吏員」の下に「、地方委員會の委員」を加える。  
第五條の次に次の二條を加える。  
第五條の二、教育委員會の委員の候補者の推薦届出をしようとする者は、都道府縣委員會の委員の候補者に關しては文部大臣に對し、地方委員會の委員の候補者に關しては關係都道府縣知事に、その旨を申請しなければならない。都道府縣知事は、その調査表のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。  
文部大臣又は都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに教職員適格審査委員會の審査に付さなければならぬ。

別表第二に次の二項を加える。

九、都道府縣委員會及び地方委員會の委員の職  
附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

理由

教育委員會の委員の選舉に關する昭和二十年政令第六十二號の一部改正に伴い、その施行規則を改正する必要がある。

文部省訓令第七號

文部部本省

官公私立大學生道府縣

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月十三日

第一條第二項中「教職員と、都道府縣の三級吏員及び市吏員」の下に「と、市（特別區を含む。）町村の教育委員會（地方委員會）の委員、又はその候補者」を、「從前の規定による高等學校、專門學校、教員養成諸學校の教員」の下に「と、都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員、又はその候補者」を加える。

理由

教育委員會の委員の選舉に關する昭和二十二年政令第六十二號の一部改正に伴い、その施行規則を改正する必要がある。

告示第十六號

教職員の除去及び就職禁止等に關する政令（昭和二十二年政令第六十二號）の施行に關する規則（昭和二十三年、總理廳令、外務省令、大藏省令、法務廳令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、遞信省令第三號）第五條の二の規定により都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員の候補者につき教職不適格者でない旨の確認を文部大臣に對して求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年八月十三日

文部大臣森戸辰男

昭和二十三年八月十四日から

同 年八月二十五日まで

但し、都道府縣知事を經由する場合においては、昭和二十三年八月十四日から同八月二十三日までに關係都道府縣知事に提出するものとする。

二一、職業陸海軍職員の解釋について

昭和二十三年八月十四日  
發適六七號適格審查室長通知

今般公職審査において、職業陸海軍職員に關して別記のよう解釋することになつたので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項及び昭和二十一年發適八號適格審査における軍關係者審査規準の適用に當つても、一月十二日付官適一五號による解釋と共にこの解釋が準用されるので、然るべき御了知ありたい。尙この解釋の準用に當つては、官適一五號の通知による取扱いが適用されるので、同通知を參照されたい。

記

一、昭和十六年十二月八日前に陸海軍の委託學生又は委託生徒に採用された者の中、昭和十六年十二月八日以後において現役將校に任せられた者は、覺書該當者としての正規陸海軍將校より除外する。

二、大學專門學校等を卒業し、昭和十六年十二月八日以後において現役の各部將校又は下士官に任せられた者は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。

三、陸海軍樂將校及び軍樂部の下士官は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。

二二、職業陸海軍職員の解釋について

昭和二十三年八月十四日  
發適六八號適格審查室長通知

昭和二十三年一月十二日付官適一五號を以て首題の件について通知をしたが、尙右に關し今般左記のよう解释することになつたので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項並びに昭和二十一年發適八號適格審査における軍關係者審査規準に關する件の適用に當つても、この解釋が適用

されるので、然るべく御了知ありたい。尙右の解釋適用にあたつての措置は、すべて官適一五號によられたい。

記

- 一、大正九年以前に勤務した陸海軍下士官で、その勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者であつて、特別の考慮に價する證據を提出した者は、個人審査で不適格に該當せざる者となすことが出来る。
- 二、昭和十六年十二月八日以降において、學校在學中又は卒業後直ちに入營入團又は應召して、軍隊教育を受け、現役下士官に任せられた者は職業軍人として取扱はない。
- 三、陸軍又は海軍の諸學校に勤務した奉任文官である教官が、優遇のため極く短期間勅任文官になつた場合は、陸海軍省の勅任文官として取扱わない。
- 四、補助憲兵として三ヵ月以下勤務した者であつて、特別の考慮に價する證據を提出した者は、個人審査で不適當に該當せざる者となすことができる。

### 二三、地方委員會委員の候補者の審査について

昭和二十三年八月十七日  
發適六五號適格審査室長通知

去る十三日發適六五號「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部改正に關する件」の通知の中、地方委員會の委員候補者の適格確認申請書の受付期日は、當該府縣知事が告示する旨を記したが、この點について、大阪、京都、神戸、名古屋、横濱の五大市以外の市町村が、昭和二十三年に教育委員會を設置しようとする場合には、當該市町村はその旨を八月二十五日までに當該都道府縣知事に届出をしなければならないことになつてゐるから、（教育委員會法施行令第二十六條參照）、同日までに届出のあつた場合には、當該都道府縣知事が告示をするを要することになるわけであるから、右御了知下さるよう、念のため御通知します。

### 二四、都道府縣教育委員會委員候補者の資格確認申請について

昭和二十三年八月二十日  
發適六九號適格審査室長通知

さきに、八月十三日付、文部大臣告示第七十二號をもつて、都道府縣教育委員會委員候補者の教職適格確認書申請期日が指定されたが、近く、第二回の同申請期日を、八月二十六日から九月十五日までと告示される豫定であるから、右御含みの上、左記事項に御留意下され、關係者に周知徹底方を御取計らい願いたい。

記

一、本告示による都道府縣教育委員會委員候補者の教職適格確認申請書等の提出も、さきの場合と同様に、關係都道府縣知事を經由することを原則にするが、今回の場合においては、都道府縣に於て受理したものは、順次都道府縣の特使を以て、或

はその希望によつては推薦人に持參せしめる等、適宜な方法で、出來得る限り、速かに九月十五日以内に本省に届けるよう御取計らい願いたい。

二、審査は、申請書等の提出順に行ひ、九月二十二、三日頃までは全部完了の見込み。(八月二十五日迄に本省提出の分に  
ついては、前通知通り九月一日迄に審査完了の豫定、念のため)

三、今回の告示による候補者の教職適格確認に關する取扱は、前二項の場合以外は、すべて前回の通知（發適六十五號）によること。

なお、審格判定の結果は、直ちに、當該都道府縣教育局部長宛に打電するから、その際はしかるべき御措置願いたい。

### 二五、地方公共團體の議會の議員のうちから選舉する教育委員會の委員及び

#### 教育委員會において選任する補充委員の教職適格審査について

昭和二十三年九月七日  
發適七四號適格審査室長通知

一、教育委員會法（昭和二十三年法律第百七十號）第七條第三項及び第二十四條の規定によつて、都道府縣議會又は都道府縣教育委員會で教育委員が選舉されは、左記の通り御了知の上、關係方面へ連絡方取り計らわれたい。

一、教育委員會法第七條第三項又は第二十四條の規定によつて、都道府縣議會又は都道府縣教育委員會の委員の教職適格審査については、左記の通り御了知の上、關係方面へ連絡方取り計らわれたい。

記

かに右委員より調査表二通及び審査資料を徵し、文部大臣に送付するよう取り計らわれたい。

二、教育委員會法第七條第三項又は第二十四條の規定により市（特別區を含む）町村議會又は地方教育委員會で教育委員が選舉又は補充された場合、その者がまだ教職適格審査を受けていないときは速やかに當該委員より調査表二通及び審査資料の提出を求めて、都道府縣教職員適格審査委員會の審査に付せられたい。なお、受理せられた調査表のうち一通は文部大臣に送付すると共に、右の者の審査結果を速やかに當方に報告されたい。

## 二六、審査未了者の審査について

昭和二十三年九月二十日  
發適七七號適格審查室長通知

教職適格審査未了の者で、當然審査對象である教員、事務職員、助手、或は財團理事等の地位に就職又は就任している例も間々あるようであるが、これらの職にあるもの又は新に就職しようとするものは、すべて審査を受けなければならないのであるから、念のため關係教職員全部につき至急御調査の上審査未了者がある場合には速やかに審査を受けるよう取り計られたい。

## 二七、調査表記載に關する件

昭和二十三年九月二十日  
發適七八號適格審查室長通知

教職適格審査の事務を敏捷ならしめるため、今後提出される調査表の記載については、特に左記事項に留意せられるよう、關係方面に周知徹底方、御配慮ありたい。

記

一、「職業の履歴」欄には、一切の職業、一切の地位及び、職務内容を年月順に記入すること。なお、無職の場合には「無職」と必ず記入すること。

二、「軍務の履歴」欄には、軍隊手帳又は携帶履歴等によつて、一切の階級、役種、服役關係、勤務した部隊及び職、並にそ

の他すべての陸海軍に關する経歴（教官軍屬及び工員等を含む。）を詳細に記入すること。

尙幹部候補生、豫備學生等の區分も明確に記載し、又服役部隊が例えは「東部〇〇部隊」等の如き場合は必らずその部隊の軍務の種類（例えは、歩兵部隊、特殊牒報部隊等）を添書せられたい。

三、「上司證明書」については、ゴム印等は用いず、必ず署名し捺印すること。

## 二八、教職員適格審査事務について

昭和二十三年十月二十二日  
發適八二號適格審查室長通知

教育委員會法の施行に伴い、都道府縣若しくは都道府縣知事の權限に屬する教育に關する事務は都道府縣教育委員會に引き繼がれる事になつたが、昭和二十二年政令第六十二號「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令」に基く都道府縣知事の教職員適格審査事務は從來通り各都道府縣知事の權限に屬することになつた。就ては從前通り事務處理に萬遺憾のない様御配慮ありたい。

## 二九、適格審査に關する書類の保管について

昭和二十三年十一月十七日  
發適八八號適格審查室長通知

本年も火災の多い時期に入つたが、從來の例によると、火災その他の災害の爲、適格審査關係書類が滅失した縣が一、二に止まらない。各委員會に於ては從來ともこの點に關し充分な注意が拂われている事と思うが、特に調査表、判定原簿等は災害に對して安全な様、時節柄その保管について萬全の配慮を御願いする。

## 三〇、調査表及び確認書交付について

昭和二十三年十二月十九日  
發適九一號適格審查室長通知

標記の件に關し、敏速な事務處理のため、特に左記事項御留意の上、然るべく御取り計らい願いたい。

記

一、昭和二十二年政令第六十二號第六條に規定する調査表については、往々公職適否審査用の調査表を提出される向があるが、該調査表には、「學業の履歴」(第三ページ)及び「その他一切の軍務に關する履歴」(第四ページ)等の欄がないので、必ず教職適格審査用の調査表を提出されたい。なおこのことについては昭和二十二年五月二十二日發達六一號等にて既に通知したのであるが、向後は特にこの旨御留意の上、必ず勵行されたい。又教職適格審査に必要な調査表は和文二通であるから、念のため申し添える。

二、昭和二十二年共同省令第一號第六條第一項による教職適格確認書の申請に關しては、(1)被審査者氏名、(2)同現住所、(3)同生年月日、(4)審査をうけた委員會名及び(5)制定月日(不明の場合は『不明』と記入されたい。)を申請書に必ず記入せられたい。

### 三一、「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令」の施行に關する規則 及び教職員の適格審査をする委員會に關する規程の改正について

昭和二十三年十二月二十九日  
發達九四號適格審査室長通知

今般「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令」の施行規則(共同省令)及び審査委員會の規程(訓令)が別紙の通り改正されされたら通知する。なお、左記改正の趣旨に御留意の上萬遺憾のないよう御取計らい願いたい。

#### 一、施行規則(共同省令)の改正について

1、各省各廳所管の教育施設の新設、廢止、移管等に伴い該當條文を次の如く改めた。

##### (イ) 削除したもの

無線電信講習所・遞信青年學校・特設中等教員養成所・特設國民學校訓導養成所・司法研修所

##### (ロ) 新たに加えたもの

##### (ハ) 名稱の變つたもの(かつて内は舊名稱)

遞信病院において看護婦を養成する施設・鐵道病院看護婦養成所・海上保安教習所・國立病院療養所附屬看護婦養成所・國立光明寮・法務廳研修所

##### (イ) 教職員適格審査委員會で審査するもの

海上保安教習所・國立光明寮・法務廳研修所  
(ロ) 都道府縣教職員適格審査委員會で審査するもの

遞信病院において看護婦を養成する施設・鐵道病院看護婦養成所・國立病院療養所附屬看護婦養成所

3、教育委員會の發足に伴い、從來審査の對象であつた都道府縣及び市の教育關係職員の大部分がそれぞの教育委員會の職員となつたので、これを審査對象として、既に審査對象となつてゐる教育委員會の委員と共に、別表第二第四號及び第五號に掲げた。

4、町村及び市町村學校組合(教育委員會法第三條第九十條參照)の教育委員會の職員で通常吏員以上の者を教育委員會の

重要性を考えて新たに審査對象に加え、市の教育委員會の職員と一括して、地方委員會の職員として、別表第二第五號に掲げた。又これに伴い本文第一條第三項及び第五條の字句を修正し、地方委員會の職員に對する適格審査事務は都道府縣知事が行うことを明かにした。

5、公立の大學生(舊制の大學生・專門學校・教員養成諸學校を含む。)の事務、或いは教職適格審査事務等、今回教育委員會に移されなかつた事務を取扱う都道府縣及び市の教育關係職員、並びにまだ教育委員會の設置されていない市の教育關係職員は、いうまでもなく從來通り審査對象となるが、これは別表第二第九號に掲げた。

6、教育委員會の職員といふのは、教育長及び事務局職員をいう。

#### 二、委員會規程(訓令)の改正について

## 1、施行規則（共同省令）の改正に伴い、第一條第二項中の字句を修正した。

2、都道府縣教育委員會の設置に伴い、從來の都道府縣教育關係職員の主要な部分が教育委員會の職員になつたので、第二條中より都道府縣教育關係職員に關する字句を削つた。なお都道府縣における教職員適格審査事務が教育委員會に移されなかつた趣旨よりみて、都道府縣教育委員會の委員及び職員を適格審査委員會の委員に委嘱する事は適當でないと思われるから、左様御了知ありたい。

大藏省令 法務廳令  
文部省令 厚生省令 第五號  
農林省令 運輸省令

昭和二十三年十二月二十九日  
日和二十二年政令第六十二號（教職員の除去、就職禁止等に關する政令）の施行に關する規則の一部を次のように改正す  
る。

日和三空十二月二十九日

(特別區を含む。)」を「市町村の吏員、市」に改める。  
第五條中「市吏員」を「市町村の吏員」に改める。

第七條中「無線電信講習所及び遞信青年學校」を「及び遞信病院において看護婦を養成する施設」に改め、「鐵道局管理部職員養成所・」の下に「鐵道病院看護婦養成所・」を加え、「水路部技術官養成所・」を「水路技術官養成所・海上保安教習所・」に、「司法研修所」を「法務廳研修所」に、「司法大臣」を「法務總裁」に、「特設中等教員養成所及び特設國民學校訓導養成所」を「國立病院療養所附屬看護婦養成所及び國立光明寮」に、「警察學校・警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣」を「警察大學校・管區警察學校・都道府縣警察學校及び消防講習所にあつては國家公安委員會とし、警視廳警察學校及び都道府縣と市の消防學校（同種のものを含む。）にあつては都道府縣知事」に改める。

別表第二第一號中「無線電信講習所・遞信青年學校・」を「遞信病院において看護婦を養成する施設・」に改め、「鐵道局管理部職員養成所・」の下に「鐵道病院看護婦養成所・」を加え、「水路部技術官養成所・」を「水路技術官養成所・海上保安教育習所・」に、「特設中等教員養成所・特設國民學校訓導養成所・」を「國立病院療養所附屬看護婦養成所・國立光明寮・」に、「警察學校・警察練習所及び消防練習所」を「警察大學校・管區警察學校・都道府縣警察學校・警視廳警察學校・消防講習所及び都道府縣と市の消防學校（同種のものを含む。）」に、同表第三號中「司法研修所・」を「法務廳研修所・」に、同表第四

四、都道府縣委員會の委員及びその職員で通常三級更員以上の者の占める職。  
五、地方委員會の委員及びその職員で通常更員以上の者の占める職。

九、都道府縣及び市の、第四號及び第五號以外の教育關係職員で通常三級吏員（市にあつては吏員）以上の者の占める職。

この命令は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月一日から適用する。

文官部公私立大省

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月二十九日

文部大臣下條康麿

第一條第二項中「市吏員」を「市（特別區を含む。）町村の吏員」に、「施行規則別表第二の第三項乃至第六項」を「施行規則別表第二の第三項、第四項、第六項及び第九項」に改める。

第二條第二項中「一名は都道府縣教育關係職員」を削る。

### 三二、本年度卒業の教員養成諸學校生徒の教職適格審査について

本年度卒業の教員養成諸學校生徒であつて、卒業後直ちに教職に就こうとする者の教職適格審査については、昭和二十三年二月十六日發達一四號「本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について」によるが、左記により措置せられたい。

記

一、各教員養成諸學校（師範學校、青年師範學校、高等師範學校等）において、生徒の卒業前に必要な調査表（一名につき二部）を徵し、それぞれ學校所在地の都道府縣教職員適格審査委員會に、審査の手続きをとること。

但し文理科大學等の卒業者で教職につこうとする者は、就職先の學校長を通じて、それぞの委員會に審査を請求すること。

二、都道府縣教職員適格審査委員會においては、教員養成諸學校生徒については、當該生徒が卒業後直ちに教職に就くことができるよう、卒業日までに、なるべく審査終了すること。

三、なお、その際提出すべき調査表の記載については、昭和二十三年十二月十九日附發達九一號通知の注意を守ること。

昭和二十三年三月二十七日  
發達一〇號適格審査室長通知

48

### 補遺

昭和二十三年三月二十七日  
政令第六十二號

#### 一、公職適否審査委員會及び公職資格訴願審査委員會の廢止に關する政令

第一條 昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令）に基く覺書該當者の指定は、不測の脱漏を除き、完了したことに伴い、公職適否審査委員會及び公職資格訴願審査委員會は、昭和二十三年五月十日限り、これを廢止する。

前項に規定する二の委員會の廢止後においては、公職資格訴願審査委員會に係る事務は、内閣總理大臣において、公職適否審査委員會に係る事務は、昭和二十二年勅令第一號第四條第一項に規定する公職の區分に従い、内閣總理大臣又は都道府縣知事がこれを行う。

第二條 昭和二十二年勅令第六十五號（覺書該當者の指定の解除の訴願に關する勅令）による訴願の提起は、昭和二十三年四月十五日までとし、同日後總理廳に到達した訴願書はこれを受理しない。

附則

第三條 この政令は、昭和二十三年四月十五日から、これを施行する。

第四條 公職適否審査委員會官制及び公職資格訴願審査委員會官制は、昭和二十三年五月十日限り、これを廢止する。

第五條 昭和二十二年勅令第六十五號（覺書該當者の指定の解除の訴願に關する勅令）は、昭和二十三年五月十日限り、これを廢止する。但し、同日後總理廳に到達した訴願書は、なお從前の例による。

内閣總理大臣 芦田均

昭和二十三年六月十七日  
官秘四九號文部次官通知

二、舊正規陸海軍將校及び憲兵等の取扱いに關する件

標記の件に關し今般連合國軍最高司令部より爾今左記により取扱うよう指示があつたから、取急ぎ措置せられたい。  
記

1. 昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第一〇一〇の二乃至五に掲げられた基準に該當する者並に憲兵は、官吏、官吏同格者、待遇官吏地方公共團體の吏員及び昭和二十三年政令第五十六號に基く臨時職員並びに同令に準ずる條令等により設置された臨時職員は勿論、雇員、傭人等名稱及び身分の如何を問わず、すぐれたる職に新たに就任し又はその職に留ることを認めないこと、(昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第一〇一〇の二の條文は五月十一日付發祕四號を参考にされたし)
2. 現に貴校及び關係部内に前掲の職員が在職して居る時は直ちに「記録による措置を通知の届いた日附で實施せられ右措置の完了後本省各局課は六月二十二日文部各廳、直轄各部、公立大學高等専門學校は七月八日までに(別紙様式)による解職者員數報告及び(別紙様式)による解職者名簿を作成し逕轍なく祕書課分室宛に報告せんべし。

舊陸海軍正規將校憲兵等解職者員數報告

月 日 學校名

職種	舊階			新階			計
	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	
官吏							
臨時職員							
雇 傭 人							
等 の 別							

記載上の注意

陸、海軍、憲兵の區別は該當欄の該當員數末尾に、A、N又はKと記すこと。

舊陸海軍正規將校憲兵等解職者名簿

・月 日 學校名

舊階級	氏名	職名	解職年月日

別紙様式(一)

記載上の注意

1. 氏名はA、B、C順に排列すること
2. 解職年月日は通知を受取つた日

III. 教育委員會の委員の候補者の調査表に關する件

昭和二十二年九月二十一日  
總資三八〇號總理廳官房監查課長通知

教育委員會の委員の資格審査は、事後審査即ち候補者が當選承諾をした後に行うこととされたことは、既に通知した如くである。従つて、同委員會の委員の候補者については、昭和二十二年一月二十七日内閣人資第一四號通牒別紙〔資格審査事務要領〕「公選による候補者の調査表」の項の適用は勿論ないから、誤解のないようにされたし。右念のため通知する。

## 四、審査月報抜粹

昭和二十三年九月三十日  
發適二號審査月報

### (一) 教職適格審査に關する施行規則の別表第一第九項について

「職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者」の解釋については、五月三十一日付發適四九號（審査月報第十二號）に記載したのであるが、十年の軍關係勤務の期間に通算すべき場合と、通算しない場合について疑義がある向も多いので左に條文の補足説明をする。

#### A、軍關係勤務十年の期間を通算すべき場合

- 1、陸軍又は海軍において武官以外の者であつて、囑託以上の職に勤務した期間
- 2、志願により軍人として陸海軍に勤務した現役期間

イ、陸軍又は海軍における再役志願又は下士志願等により普通徵兵の現役期間（二ヶ年又は三ヶ年）を越えて現役に勤務した期間は通算する。

ロ、海軍における徵募兵である所謂志願兵にあつては、普通徵集の現役期間を越えて現役にあつた期間を通算する。例えれば徵募兵の現役が五ヶ年の場合には、普通徵兵の現役三ヶ年（但し普通徵兵の現役期間が三ヶ年でないときはその年限）を越える二ヶ年のみを該當者としての十年の期間に通算する。

ハ、特定の軍學校等を終了して現役の將校又は現役下士官等に任せられた者の任官後の現役期間は、志願により勤務したものとして通算する。

ニ、依託生徒又は依託學生等より、現役將校又は現役下士官に任せられたような場合には、その軍務服役の當初より通算する。

ホ、その他、豫備役、國民兵役等より志願により現役として勤務した場合には、その期間を通算する。

ミ、志願により服役した豫備後備役軍人の勤務期間

現役ではないが特に志願して、豫後備役等の身分のまゝ、兵役に服した場合、例え特別志願豫備將校のような場合は、その勤務期間を通算する。

#### B、軍關係勤務十年の期間に通算しない場合

- 1、陸軍又は海軍において、武官以外の者であつて、雇傭人として勤務した期間、職工又は技工等として陸海軍の工廠に勤務した場合等は、十年の期間に通算しないのである。
- 2、軍學校に勤務した文官である教官の勤務期間

3、志願による現役軍人として、陸海軍に勤務した現役期間

イ、徵兵による現役期間、例えは陸軍における二ヶ年、海軍における三ヶ年等の徵兵による現役期間は通算しない。

ロ、服役延期により現役に服せしめられた期間は通算しない。

#### C、應召による服役期間

國民兵役、補充兵役、豫備後備役等より、召集されて軍務に服せしめられた期間は通算しない。但し應召中現役を志願して現役として勤務した場合には當然十ヶ年のうちに通算する。

#### (二) 職業軍人の解釋に關する通知の條文の疑義について

職業陸海軍職員の解釋について、八月十四日付發適六七號、同六八號によつて通知したのであるが、條文の表現について疑義がある向も多いので、左に條文の補足説明をする。

- 1、「大學專門學校等を卒業し、昭和十六年十二月八日以後において現役の各部將校又は下士官に任せられた者は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。」とある條文中の「下士官」は各部の下士官をいうのであつて、一般の下士官を指すものではない。なお、「各部」とは、陸軍にあつては、經理、衛生、獸醫等の各部、海軍にあつては、軍醫、藥劑、主計、技術、齒科醫、法務等の各科を指すのであつて、陸海軍の兵科は含まないものとする。
- 2、發適六七號の三に、「陸海軍軍樂將校及び軍樂部の下士官は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。」と解釋されたのは、陸海軍軍樂將校及び軍樂部の下士官の職業軍人に關する解釋であつて、陸海軍軍樂將校又は軍樂部下士官であつても、陸海軍に十ヶ年以上勤務した者は、當然別表第一第九項に該當する。
- 3、「昭和十六年十二月八日以降において、學校在學中又は卒業後直ちに入營入園又は應召して軍隊教育を受け、現役下士官に任せられた者は職業軍人として取扱わない。」とある條文中、「卒業後直ちに」とあるは、特に日限を定めないが學徒

兵としての入營、入團又は應召と認められる場合であつて、例えば、在學中に特甲幹豫備學生等に合格し、卒業後に入

營、入團又は應召したような場合をいうのである。又この解釋は志願の有無、兵種の別に關することなく適用される。

4、なおこの解釋の準用に當つては本年一月十二日付官適十五號、五月三十一日付發適四九號並に八月十四日付發適六七號、同六八號による職業陸海軍職員の解釋についての通知によつて審査終了者を再審査した場合についても、速に審査して直ちに文部大臣宛その結果を御報告ありたい。

### (三) P、T、Aの會長及び役員について

標記の件については、昭和二十三年六月三十日發學二三四號によつて教職不適格者が、學校後援會、父兄會等の團體の長になることは適當でない旨、學校局長より通知したのであるが、尙P、T、Aの役員についても、教職不適格者が、その職に就くことは適當でないと考へるから、かかるべく措置されたい。

## 教職員適格審査事務提要 第四集 正誤表

訂	正	箇	所
目次	二行目		誤
一頁第一條	二行目		
一頁第四條	二第二項	二行目	
二頁附則	第二項	二行目	
三頁三行	目標題		
五頁第七條	二行目		
全	七頁四行目		
八頁別表	第二の一	一行目	
全	二行目		
全	三行目		

「教職員の除去、就職禁止」

日本教育制度に關する件及び教育關係官の調査

審査に基いてとなつた場合、指定せられた者特に必要あると認めた者「教職員の除去就職禁止」

鐵道講習所

職員及運輸省

又は次に掲げる教職にあり、鐵道管理部職員養成所

鐵道病院看護婦養成所

鐵道青年學校

燈臺官養成所

職員及び運輸省

又は次に掲げる學校の教職にあり、鐵道教習所

(海務學院の上に挿入する。)

鐵道局管理部職員養成所

燈臺官吏養成所



IV-4